



newsletter

Nexus-HHC

Japan Home Health Care Alliance

Issue 05

2022.MAR

〈Nexus（ネクサス）：集団、結合体、つながりや結びつき〉 多職種で在宅ケアを支える日本在宅ケアアライアンスを表すのにふさわしい言葉として、会報名にいたしました。



To JHHCA
Message

「在宅訪問医」が 命がけの仕事にならないように願う



評論家 樋口 恵子

【PROFILE】1932年東京生まれ。東京大学文学部卒業。時事通信社・学習研究社・キヤノン株式会社を経て、評論活動に入る。内閣府男女共同参画会議民間議員、厚生労働省社会保障審議会委員等歴任。現在、評論家、NPO法人「高齢社会をよくする女性の会」理事長、東京家政大学名誉教授、同大学女性未来研究所名誉所長。著書は『老い、どん!』（婦人之友社）、『老いの福袋』（中央公論新社）など多数

コロナ禍のもと月日は「翔ぶが如く」過ぎ去り、気がつけばこの5月でなんと私は「卒寿」。つまり90歳を迎える。そして私は、この半年以内に、相当大きな転倒・転落事故を3回繰り返した。うち、はじめの2回は、階段を自力で降りながらの事故だからまだ納得できる。直近の事故は15センチほどの段差がある玄関の廊下から、出入口のタタキにふわぁーと崩れ落ちた。ふわぁーと言っても60キロ弱の体重があるから、固いタタキに顔面、四肢をたたきつけた勢いは相当なものだったろう。顔面は、まっ黒な腫れ、まっ青な腫れ、血がにじんだ赤いすり傷、茶色い傷。2日～3日したらなぜか顔の全面に黄色が浮上・お岩さんも逃げ出しそうな「五色の顔」

になっていた。

つまり、私の体力は静かに立つという「立位」も自力で保てなくなったのである。「段差にけつまずいて倒れるのは70代。ただ立っているだけで倒れるのが90代」であるらしい。まことに幸運なことに、一の頼りのお隣さんはじめ、近隣に住む助っ人3人ほどにすべて連絡がつき、ことなきを得ている。

住民票で言えば私は60代に入った娘と二人世帯。娘の仕事が病院の勤務医なので「ご安心ですね」と言われるが、そうとも言えない。

まず娘のいるとき私が転落死したとしても娘は死亡診断書を書く資格がない。医師でも二親等以内はダメとか。相続トラブル防止目的であろう。

月1回程度の診療を受けている「かかりつけ医」なら堂々と死亡診断書を書いてもらえる。昨夏、一人ぐらしを楽しんでいた同年輩の女性が自宅で急死、かかりつけ医を決めていなかったため、東京都監察医務院へ送られ、お葬式まで余分な時間がかかり、遺族の悲しみを深めた。死の準備も、人生会議（ACP）ばかりでなく、多方面への目配りが必要である。何よりも在宅訪問医が「命を捧げる」仕事であっても、「命がけの仕事」にならないような環境整備をお願いしたい。

VOICE of Chairman

義務か、権利か

(一社)日本在宅ケアアライアンス理事長

新田 國夫

医師は、正当な事由なくして、診療を拒むことはできない。医師法第19条にある応召義務だ。働き方改革の議論の中で事由の幅はひろがったが、患者や家族から理不尽な要求を突きつけられることは少なくない。とりわけ在宅医療は信頼の絆を条件とするが、消去法で在宅を選択した症例にも誠実に対応してきた。これは矜持としてであって、応召義務があるからではない。だが、医師をはじめとして、在宅ケアに関わる専門職の安全は、今後法律で権利として守られることになるのであろうか。